

Title	慶応義塾起原考
Sub Title	The origin and cause of Keio University
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲學 No.35 (1958. 11) ,p.355- 374
JaLC DOI	
Abstract	<p>「起原」の考究は歴史家にとって、魅力のある問題である。慶応義塾の発祥と由来との考察は、一世紀にわたる歴史の全体に光を投ずるほどの意義をもっているようにみえる。また将来のことを考える参考にもなる。慶応義塾の起原を究明するに当って、次の二つの方向から進んでみたい。一つは、いかなる歩み出しをしたかという発端の問題、二つには、いかにして現在あるが如きものになったかという由来の問題。</p> <p>Historical events and things have their origin and cause. Historians always wish to know them. Keio University was founded in 1858; it has the honourable history of a century as one of the oldest schools in modern Japan. The present thesis aims to inquire into how it was established one hundred years ago, when Japan opened her door to the European countries, and how it became what it is in the middle of the twentieth century in which we live.</p>
Notes	III 教育,慶応義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0360

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶応義塾起原考

中山一義

(1)

「起原」の考究は歴史家にとって、魅力のある問題である。慶応義塾の発祥と由来との考察は、一世紀にわたる歴史の全体に光を投ずるほどの意義をもっているようにみえる。また将来のことを考える参考にもなる。

慶応義塾の起原を究明するに当って、次の二つの方向から進んでみたい。一つは、いかなる歩み出しをしたかという発端の問題、二つには、いかにして現在あるが如きものになったかという由来の問題。

発端

慶応義塾の発端は、わが国開国の事情と結びついている。

安政元年（一八五四）福沢先生が兄三之助の勧めにより長崎へ蘭学修業に出たことがすでに、ペルリの浦賀来航に刺激されたものであった。先生はそのとき数え年二十一才であった。

福沢先生が長崎に出たのはその年の二月、翌三月にはアメリカとの間に和親条約が結ばれ、鎖国の一角がくず

れている。和親という限界の下ではあるが、開国の第一歩をふみだした情勢を背景に、福沢先生の蘭学修業は、長崎に一年、大阪緒方塾に四年と、五年間にわたってつづけられ、学力も進み自信をもつようになる。後年の述懐によれば、江戸へは、教えに行くのだという自信もすでにできていたらしい。

安政三年（一八五六）夏、先生は兄三之助とともに春以来の病氣保養のため（兄はリニューマチス、先生は腸チフス）一時帰郷しているが、ちょうどその頃、七月にはアメリカ総領事ハリスが下田に來任している。その後外交攻勢がはげしくなつて、安政五年六月の通商条約の調印にまで急速度に進展する。オランダ、ロシア、イギリス、フランスもアメリカにならつて、ここに五国条約が成立し、開港の約束ができ、實質上の日本開国ということになつていった。

このような情勢を、藩の当路の一部の者がいかなる眼をもつてみつめていたか、想像するに難くない。奥平藩には藩主をはじめ蘭学に対する強い関心のながい伝統があつた。幕末異常な対外関係を反映し、洋式の砲術修業を目的として、木挽町時代の佐久間象山の門に藩中から数十名のものを弟子入りさせている事實はみのがすことのできない（宮本忠著『佐久間象山』）。しかし、象山への藩中子弟の入門は、時期にすると、嘉永安政の交りであり、象山が松陰のことに坐して捕えられる安政元年四月以前のこと、強いていえば、和親開国前の情勢を背景にしているとみるべきである。福沢先生が長崎へ出る直前のことである。

その後、安政元年三月の日米和親条約締結から、安政五年（一八五八）六月の日米通商条約調印へと開国情勢が進展し、これが背景となつて鉄砲洲の中津藩邸内で松木や杉の蘭学教授も行われ、安政五年冬、家塾としての福沢塾が誕生する次第となるのである。

福沢塾の誕生を考察する場合、まず第一に注目すべきは、イニシアチブをとったのは誰かということである。この点を明らかにする当時の原資料というべきものは見当たらない。唯一の拠りどころは、次に示す『福翁自伝』の一節である。

私が大阪から江戸へ来たのは安政五年二十五歳のときである。同年江戸の奥平の屋敷から、ご用があるから来いといって私を呼びに来た。それは江戸の屋敷に岡見彦曹という蘭学好きの人があって、この人はりっぱな身分のある上士族で、どうかして江戸の藩邸に蘭学の塾を開きたいというので、さまざまに周旋して、書生を集めて原書を読む世話をしていた。ところで奥平家が私をその教師に使うので、その前松木弘安、杉亭二というような学者を雇っていたようなわけで、私が大阪にいるということがわかったものだから、他国の者を雇うことはない、藩中にある福沢を呼べということになって、ソレで私を呼びに来たので、そのときに江戸詰の家老に奥平老岐が来ている。(中略)。今度江戸に呼び寄せることについても、家老に異議なく、すぐに決してさいわいであった(中略)。

大阪から江戸に来るについては、なにはさておき中津に帰って一度母に会って別れを告げてくださいというので、中津に帰ったそのときはコレラのまっ盛りで、私の家の近所まで病人だらけ、パタパタ死にました。その流行病最中、船に乗って大阪に着いて暫時逗留、ソレカラ江戸に向かって出立ということにしたところが、およそ藩の公用で勤番するに私などの身分なれば道中ならびに在勤中家来をひとりくれるのが定例で、今度も私の江戸勤番について家来ひとりぶりの金を渡してくれた。けれども家来なんぞということは思いも寄らぬことで、なにもいらぬ。けれどもここに旅費がある。待て、待て、塾中にだれか江戸に行きたいという者はないか、江戸に行きたければ連れて行くがどうだ、実はこういうわけで金はあるぞという、即席にどうぞ連れて行ってくれといったのが岡本周吉すなわち古川節蔵である(広島の人)。「よし連れて行ってやろう。連れて行くが、きみは飯をたかなければならぬが、よろしいか。江戸へ行けば米もあれば長屋もある、なべかまも貸してくれるが、ほんとうの家来をやめにすれば飯たきがなない。その代りに連れて行くのだが、どうだ。」「飯をたくくらのことはなんでもない。飯をたこう。」「それじゃいっしょに來い」といって、それから私の荷物と同藩の人に頼んで、道ずれは私と岡本もうひとり備中の者で原田磊蔵というやはり緒方の塾生、つごう三人の道中で、もちろん歩く。そのときはちやうど十月下旬で少々寒かったが小春の時節、一日も川止めなどという災難に会わず、滞りなく江戸に着いて、まず木挽町汐

留の奥平屋敷に行ったところが、鉄砲洲に中屋敷がある、その長屋を貸すというので、さっそく岡本と私とその長屋に住みこんで、兩人自炊の所帯持ちになって、それから同行の原田は下谷練塀小路の大医大槻俊斎先生の所へはいりこんだ。江戸へ参れば知己朋友は幾人もいて、だんだんおもしろくなってきた。

〔福翁自伝〕慶應通信刊

右の文中からさまざまのことが判明する。福沢塾が開設される以前に、すでに、藩の重役の岡見あたりが周旋して、薩藩士松木や長崎出身の杉のような蘭学者が藩外から招かれて蘭学教授が行われていたこと、このことは松木杉両名の自伝にもみえるところで、安政一、二、三年の間のことと推定される。したがって福沢塾も一応それにつながるものであり、教師を藩中の者に切りかえたにすぎない。藩のお声がかかりでできた学者の塾を当時家塾と通称し、市井の学者が独立で立てた私塾と区別していたことから推して、創立当初の塾は厳密に言えば福沢先生の私塾ではなく、当時の慣はしに従えば、家塾であった。慶應義塾の古い文書のうちで、確かな資料とみられるものには、「家塾」とあつて、「私塾」とあるものはない。慶應義塾の歴史を記した最も古く信頼のおける文書、「慶應義塾記事」（明治十六年四月版）には、「履歴之事」の章に

本塾ハ安政五年ノ冬江戸鉄砲洲旧奥平藩邸内ニ設立シタルヲ始トシテ明治十六年ニ至ルマデ二十五年ナリ。安政五年ヨリ文久二年ノ終ニ至ルマデ四カ年余ノ間ハ生徒ノ就学スル者新陳出入シテ常ニ数十名ニ過ギズ僅ニ一小家塾ニシテ事ノ記ス可キモノナク且塾ノ記録サヘ詳ナラサレハ一切ノ紀事ハ文久三年正月ヨリ起テ明治十五年十二月ニ終ルモノトス。（二頁）

とあり、さらに次のような記述もある。

本塾入社生ノ数ハ安政五年ヨリ計フ可キナレドモ前節ニ記シタル如ク当初ハ塾ノ記録サヘナキ有様ナレバ之ヲ知ル可ラス。又文久三亥年ヲ初トスルモ両三年ノ間ハ尚家塾ノ風ヲ存シ随テ入社生ノ姓名ヲ登録セザルモノ少ナカラスト雖モ云々

（八頁）

イニシアチブは岡見あたりに出たものと察せられるし、江戸家老の奥平彦岐の内諾もあったらしい。江戸への旅費は道中家来一人を連れて歩けたし、江戸へ着けば、教授の仕事の待っているのはもちろん、衣食住が保証されていることは、江戸出府が藩の召命である以上当然である。藩の公用で江戸へ勤番するわけ、その役目は蘭学教授、「奥平家が私をその教師に使う」（『福翁自伝』）という言葉から推しても、塾の誕生の真相を知ることができる。このようにいきさつで生れた塾が家塾と呼ばれ、藩邸内では慶応年間に至るまで「蘭学所」という呼称で通っていたことも、その間の事情を物語っているであろう。

幕末十年（安政五年、同六年、万延元年、文久元年、同二年、同三年、元治元年、慶応元年、同二年、同三年）の塾の歴史のうち、文久元年末から二年一ぱいへかけての欧州行を境に、前後二期に分けると、前期は家塾時代、後期は家塾的性格を残しながらも、次第に私塾的なものへ（厳密に言えば、通例の私塾ではなく、当時わが国には他に類例のない義塾へ）移行しようとする時代であるという見方ができる。欧州旅行は福沢先生の学問思想に大きな成長のチャンスとなった。この学問的成長がもとになって、家塾からの脱皮を遂行したのであるが、それはけっして容易な業ではなかった。藩の羈絆内の存在たる家塾から脱け得るためには、二つの独立をかちえなければならぬ。一つには経済的、二つには身分的、これら双方がからみ合って、家塾からの独立を成就する。

家塾としての福沢塾が、奥平藩の枠に縛られていたことはいうまでもない。その発祥の地が、近世における外国への門戸長崎でもなく、第一の商業都市大阪でもなく、政治の中心幕府のひざもと江戸の、しかも藩の中屋敷の長屋内であったことは、福沢塾のその後の歴史の動きを決定している。家塾の教師たる福沢先生の身分は、記録の上では判明しない。父百助の代に福沢家の家格は下士の最上位たる厩方格までのぼりえたといわれているが、

洋学教師という役を与えられたいま、当時のしきたりに従って、儒者並みに上士に準じた取扱いをうけたのであろうか。この点もいまのところ記録の上ではつかめない。しかし江戸へ出て二年目の万延元年には、米国から帰ってまもなく幕府の翻訳方雇となり、翌文久元年には奥平藩士島津文三郎夫妻の媒酌で、同江戸定府土岐太郎八の次女錦と縁組をしている。島津も土岐もいずれも上士である。これは上士下士間の通婚の稀れであったという従来の慣例からみて、福沢先生の身分にも多少の変化があったのかもしれない。文久元年の十二月には、欧州行の幕府使節の随員の一人となり、翌二年十二月帰朝後二年目の元治元年の十月には、幕府の外国方翻訳局に出仕を命ぜられ、禄高百五十俵、正味百俵ほどのものをもらう旗本のような身分となった。福沢先生は奥平藩と幕府と、双方にふたまたまをかけることになった。しかし、この頃すでに、福沢先生の学問思想は急速に成長して、幕府や藩の封建的羈絆から脱けでることを希う気持がつよく芽生えつつあった。家塾の学問でなくなっていた。

元治元年の三月から六月へかけて、中津帰省を思い立ったのも、六年ぶりで母を見舞うためでもあったが、故郷に優秀子弟を求めめることに眼目があった。小幡篤次郎以下の六名の部屋住みの若者ばかりをひそかに勧誘して江戸へ連れ去り、同年八月に下った長州征伐の布令に、藩からこれら子弟に対して帰藩の命があってもこれを無視して、帰さなかった。「福翁自伝」には、この件を敘して、藩が因循であったのか、しいて呼び返すこともなく、ただ子弟の帰藩せぬのは、平生の教訓のよろしからざるところに由るということで、中津の父兄が五六十日の閉門を申しつけられて終ったと記しているが、福沢先生に対しては何のおとがめもなかったものであろうか。これには江戸の重役と先生との間に話合いが別にあつたのかもしれない、ということも考えられるが、それもいまはわからぬ。右様のことがあって、中津からの仕送りでもなくなったのであろうか、元治慶応の交りの一、二年間、

これら子弟の学費のやりくり先生は苦勞している。新聞翻訳のアルバイトをしてみたりやりくりに窮した末、氣のいい家老逸見志摩に談じて百五十兩の藩金をかすめ去ることをあえてしている。また家老奥平老岐に二十何兩かで原書をうりつけその金で一時窮乏をしのいだのも、この頃のことであろうか。慶応二年には、すきな酒を節しているが、それは単に身体のためばかりでもなさそうであり、同じ年の秋頃には十本ほどあった刀劍を売り払って、二度にわたって、六七十兩の代金をうけとっている。刀を無用とする精神からであろうが、その代金は当年の先生には無用の金ではなかったであろう。先生は二人の男の子の父でもあった。

『西洋事情』初編と『雷銃操法』卷之一とは、慶応二年中の脱稿で、前者の刊行は同年初冬、後者のそれは翌三年暮春であるが、これらの著書はよくうれたので、この頃から先生は、以前のような形で金に窮することはなかったであろうと推定する。しかし違った形でもっと大きく金の必要がおこる。慶応三年一月から六月にかけて、幕府の軍艦受取委員の随員として渡米、この時塾の教科用として、また他人にも頼まれて、多数の原書を購入して帰ってきた。そのために先生は幕府からの給与をほとんどこれに投じた。この時自分の金が二千兩、他人の金も合して四千兩ほどを持参したといわれている。学問の独立をかちとるために大金を投じたのである。

経済的独立をうるためには、もっとも大きな難関を突破しなければならなかった。それは塾の敷地や建物についてである。塾発祥の時は長屋の一軒を貸与された。文久元年新婚とともに一時芝新錢座に転居したが、文久二年一ぱいは欧州旅行、文久三年秋ごろ再び新錢座から鉄砲洲の屋敷内にまいもどり、このたびは五軒つづきの長屋一棟と堀割に面した御釣殿と称する建物とをかりうけることができたのは、参勤交代の制がゆるんで、中津へ帰郷したものが多く、その頃空屋となっていたからであると推察される(河北展生氏の説)。この長屋を先生家

と塾とに折半して使った。更に二年置いて慶応二年冬、紀州藩から多数の書生が一時に入塾したので、それに応ずるため、同藩の金で二十坪ほどの別棟の塾舎を傍らに建てた。これには他藩のものも収容したが、邸内では紀州塾と呼ばれた。これらの塾舎には、慶応四年新銭座に移るまで、多いときは百名近い書生が諸藩から集ってきて勉強していた。

福沢先生の胸中には欧州旅行から帰って後、幕藩の弊から独立したいという要求が年毎にたかまわっていった。そのきっかけはなかなか来なかった。しかし先生は著々と独立への地固めはおこたらなかった。中津から六名の子弟を勧誘し、よき協力者に養成してきたのもその一つ、多額の金を教科書購入に思いきって注入したのもその一つ。あとは敷地と塾舎の独立が成就すれば、一応独立への態勢が整うはずであるが、そのきっかけになったのが慶応三年十一月、築地海岸一帯が外国人居留の予定地ときまり、来春までに立退くべしという上地の命が下ったこと、これが直接のきっかけとなり、移転先を探さねばならなくなっているところへ、たまたま、これと前後して、同年十月徳川慶喜の大政奉還で、十二月には王政復古の命が下り、明けて四年一月には鳥羽伏見の戦が起り、慶喜は船で江戸に下り、二月には官軍が東下、四月江戸城明渡しとなったのであるが、ちょうどこの維新騒乱の間に新銭座の慶応義塾が生れつつあったのである。福沢先生が慶応三年十二月二十五日、新銭座の有馬家中屋敷の四百坪の地所の売物代金三百五十両の受渡しをすませ、それから翌年春へかけて普請をいそがせ、四百両ばかりの建築費で奥平の長屋其他の古家をもってきて、約百五十坪、百人の寄宿生を容れうる塾舎を建造し、はじめて慶応義塾と名乗ったのは、慶応四年四月のことであった。同年閏四月十日付山口良蔵宛の書翰の中に、この時の移転で千両ほどの身分不相応の借金をしたことを報じているが(続全集第七巻)、幕府の解体、明治政府の成立

という維新革命のクライマックスの時期を背景に、福沢先生は身分の上でも、明治一、二年の頃、幕藩二重の枠から脱け出している。このようにして、福沢塾は封建の枠にしばられていた家塾的形態から蟬脱して、社中協力を以て構成される近代的な仕組の、その名も新たに慶応義塾として第二の誕生をするわけである。

由 来

慶応義塾は、開国の事情と結びついて安政五年（一八五八）蘭学家塾として誕生し、十年後の慶応四年すなわち明治元年（一八六八）維新の政情を背景に近代私学の義塾として第二の誕生をしている。慶応義塾の起原を究めるためには、これら両面の歴史的意義を明らかにねばならない。明治元年福沢先生は三十五才になっていた。

抑余輩ハ身分ヲ尋レバ生来士族ノ家ニ育セラレテ世界ノ何物タルヲ知ラズ。所読ノ書ハ四書五経、所聞ノ家訓ハ忠孝武勇
仏ヲ信ゼズ神ヲ崇メズ以テ青年ニ及ビ、去テ洋学ニ従事シテ少シク蘭英物理ノ書ヲ学ビ、兼テ又彼ノ国ノ事情ヲ目撃シテ益
洋学ノ真実無妄ナルヲ知り、既ニ之ニ心酔シテ尚其奥ヲ採リ人事ノ議論ニ達セントスルノ念慮ハ内ニ充滿スト雖ドモ未ダ明
ニ緒ノ由ル可キモノヲ得ズ、旧ノ疑フ可キヲ知テ既ニ之ヲ疑ヒ、新ノ信ズ可キヲ知テ未ダ其信ズ可キモノヲ見ズ。其状恰モ
花木ノ芽ヲ含デ未ダ春雨ヲ得ザルモノノ如シ。故ニ当時其心魂ノ所在ヲ尋レバ未ダ以テ田舎武士ノ旧套ヲ脱シタル者ト云フ
可ラズ。此ノ田舎武士ノ魂ヲ以テ偶然ニ西洋諸国出版ノ史類ヲ読ミ其治国経済修身ノ議論ニ遭シコトナレバ一時脳中ニ大騷
乱ヲ起シタルモ亦由縁ナキニ非ザルナリ。（明治十年四月二十八日「三田演説会第百回ノ記」）

福沢先生が幕末維新の一時期に経験された右様の脳中の大騷乱の中にも、一条の光明を認め、これに向って著者と歩武をすすめたものが、慶応義塾の誕生であった。「明治元年ハ王政維新ノ騷乱、世事紊レテ麻ノ如クナレド

モ我社中ハ心事ノ騒乱正ニ甚シクシテ他ヲ顧ルニ遑アラズ、兵乱ノ如キハ恰モ之ヲ小児ノ戯ト視做シテ度外ニ置キシコトナリ」というのが、義塾成立前後の社中のいつわらざる心境であつた。同年七月十五日の「中元祝酒之記」はこの心境を吐露したものであり、同年四月の「慶應義塾之記」は、「今爰ニ会社ヲ立テ義塾ヲ創メ、同志諸子相共ニ講究切磋シ以テ洋学ニ従事スル」ことを広く世に宣言した文章である。この文章はここに誕生した義塾の学問はわが国洋学百年の伝統をうけつぐとともに、将来に來らんとする新時代に大いに成すあらんとするものであることを述べて、有志の來学を勧奨したものである。

この時できた「会社」によって運営される学塾は、「吾党ノ士相与ニ謀テ私ニ彼ノ共立学校ノ制ニ倣」（「慶應義塾之記」）つたもので、これを「義塾」と呼称した。「義塾」は中国近世に現われた語で、本来の語義は、公衆のため義捐の金を以て建営する学塾で特に学費を収めざるものをいう（元代世相のことを記録した明の陶宗儀の選に成る『輟耕録』中に初見の語）。福沢先生はイギリスのパブリック・スクールあたりをモデルとし、有志の共同結社によって建営される公共のための教育機関を創設し、これを呼ぶに中国本来の語義を転じて「義塾」の語を当てたものである。中国の古裘に西洋の新酒を盛ったものといえよう。

「慶應」という名称も、人名とか地名とか、教育上の主義とか、校名をえらぶ際の江戸時代のありきたりの規準を斥けて、人にも物にも差支えない、時の年号に取って仮に「慶應」と名付けたといわれているが、これは一見無造作に似て、見識のほどもしのばれ、はなはだ興味深い点である（石川謙氏の説）。

「慶應義塾会社」のメンバーを社中と呼んだ。來学を希望し入社金を収めれば、即ち社中となることができた。創設当時の入社規則には「会社ニ入ル者ハ其式トシテ金一両可相納事」とあり、翌明治二年の「慶應義塾新

議」には「入社ノ式ハ金三兩ヲ払フベシ」とある。この入社金については、「慶応義塾紀事」(明治十六年四月)中「会計之事」の章に、

東脩トハ師第一個人ノ間ニ行ハル可キ札式ナレドモ、今ヤ衆教員ニシテ、教ル者ハ皆師ニシテ学ブ者ハ皆弟子ナリ。或ハ今日ノ弟子ニシテ明日同塾ノ師タルコトモアラン。東脩ノ名儀甚タ不適ナレバ改メテ之ヲ入社金ト名ケ、其金額ヲ規則ニ明記シテ之ヲ納ルニ熨斗水引ヲ要セズトシテ生徒入社ノ時ニハ必ズ金三兩ヲ払ハシムルコトニ定メタリ。当時世間ニ例モナキコトニシテ、且三兩ノ金ハ甚ダ多キニ似タレドモ、一ハ以テ輕躁書生ノ漫ニ入来スルヲ防ギ、一ハ以テ塾費ニ充ントスルノ趣旨ナリキ。

明治四年三田移転直後、「慶応義塾社中之約束」が起草され、義塾創設以来の社中のさまざまのしきたりが成文化された。「入社ノ規則」によると、入社の日を塾当局が掲示することとし(第一条)、地方官の印章なきものは入社を許さぬこととし(第二条)、入社金三兩はすえおき(第三条)、教授方の推挙の制を定め(第五条)、教授方に縁故なき府藩県人の入社も認める規定を設け(第六条)、社を去る場合のこと、社中の名籍を除く場合のこと、一度去つて再び来学する場合のことなど(第七、九、十、十一条)詳細にわたつて規定している。

社中にはそれぞれ職分があつた。慶応四年閏四月福沢先生が友人山口良蔵に宛てた書翰に、「僕は学校の先生にあらず、生徒は僕の門人にあらず、之を総称して社中と名け、僕は社頭の職掌相勤め、読書眠食の世話塵芥の始末まで周旋、其余の社中にも各々其職分あり」とある。明治六年刊の「慶応義塾社中之約束」によると、

- 一、入社ノ法ニ従ヒ入社スル者ヲ概シテ社中ト唱フ
- 一、社中ヲ区分シテ四類ト為ス
- 一、社中ヲ支配スル者ヲ支配人ト名ク
- 一、社中ノ諸務ヲ司ル者ヲ執事ト名ク

- 一、社中教ル者ヲ教員ト名ク
 - 一、社中教ル者ヲ生徒ト名ク
 - 一、右ノ如ク社中ヲ区分スト雖トモ数類ヲ兼ル者アルベシ
 - 一、社中ノ者ト雖トモ支配人過半ノ同意ヲ以テ退社セシムルコトアルベシ
 - 一、社中一員ヲ撰テ総代トシ之ヲ社頭ト名ケ兼テ支配人ノ長タリ
- とある。

社中協力の有様を述べたものに、明治十二年一月廿五日「慶應義塾新年発会之記」の一節がある。

抑モ我慶應義塾ノ今日ニ至リシ由縁ハ時運ノ然ラシムルモノトハ雖トモ之ヲ要スルニ社中ノ協力ト云ハザルヲ得ズ。其協カトハ何ゾヤ。相助ルコトナリ。創立以來ノ沿革ヲ見ルニ社中恰モ骨肉ノ如クニシテ互ニ義塾ノ名ヲ保護シ、或ハ勞力ヲ以テ助ルアリ或ハ金ヲ以テ助ルアリ或ハ時間ヲ以テ助ケ或ハ注意ヲ以テ助ケ、命令スル者ナクシテ全体ノ拳動ヲ一ニシ、奨励スル者ナクシテ衆員ノ喜憂ヲ共ニシテ一種特別ノ氣風アレバコソ今日マデモ維持シタルコトナレ。

生徒も教員も夫々社中の一員であつてみれば、生徒の納める授業料（月金）も、教員の取る給料も、資本少なき義塾経営のよろしきをうるようにとの考慮の下に定められた。授業料並びに給料については、「慶應義塾紀事」

（明治十六年四月）中、「會計之事」の章に次のような記述がある。

本塾終始ノ困難ハ會計ノ事即チ是ナリ。本来一錢ノ資本ナク又他ヨリ補助スル者モナクシテ塾ヲ開キ（中略）初ノ程ハ奥平藩ノ建物ヲ借用シ教師モ各自己生活ノ道アリテ生徒ヘ教授ノ如キハ唯斯道ノ為ニスルノ熱心ヲ以テ自カラ勞スルノミニシテ嘗テ利益ノ辺ニ眼ヲ着ケタルコトナシ。或ハ束脩月金ト名ケテ生徒ヨリ些少ノ金ヲ払ハシムルノ慣行ハアレドモ固ヨリ以テ塾舎當繕ノ費用ニモ足ラズ。唯時ノ事情ニ從ヒ社中朋友偶々錢アル者ガ錢ヲ費スノ有様ニシテ明治元年マデ日一日ヲ送リタルコトナリシガ、此年ノ春ヨリ芝新錢座ニ新築ヲ企テ騒乱ノ最中職工ノ賃錢等モ極テ低クシテ普請ハ却テ手輕ニ成功シタルドモ塾會計ヨリ見レバ大事業ナリ。加之コノ騒乱ノ為ニ教員ノ者モ一時自己ノ生計（多クハ諸藩主ヨリノ給与）ヲ失ヒ復タ

如何トモス可ラス。是ニ於テカ社中大ニ議ヲ起シ、古来日本ニ於テ人ニ教授スル者ハ所謂儒者ニシテ此儒者ナルモノハ衣食ヲ其仕ル所ノ藩主ニ仰ク歟、若クハ出入ノ且那ヨリ扶持米ヲ收領シ、或ハ揮毫シテ潤筆料ヲ取り、或ハ講筵ニ出頭シテ謝物ヲ受ル等、極メテ曖昧ノ間ニ心身ヲ悩マシテ人ノ為ニ道ヲ教ヘタルコトナレドモ今ヤ世界中ノ時勢ハ斯ル曖昧ナルモノニ非ズ。教授モ亦是レ人ノ勞力ナリ、勞シテ報酬ヲ取ル、何ノ妨アラシヤ、断シテ旧慣ヲ破テ学生ヨリ授業金ヲ取ルノ法ヲ創造ス可シ。(中略) 扱毎月授業料ノ高ヲ定ムルニ当テ、其標準ト為ス可キモノナシ依テ案スルニ當時ノ教員若干名其一月ノ食費雜費ヲ概算スレバ物質下直ノ時節一人ニ付凡ソ四円ニシテ足ル可キ見込ヲ以テ、各教員平等ニ四円ヅツヲ給ス可キ金額ト塾ノ諸雜費トヲ共計シテ之ヲ学生ノ數ニ割付レバ一名ヨリ毎月五十錢ヲ取メテ過不足ナカル可シトテ、慶應義塾ノ授業金半円ナリト記シタルハ本塾創立以來明ニ金ヲ取テ人ニ教ルノ始ナリ。当初ハ大ニ世間ノ耳目ヲ驚カシテ或ハ事情ニ戻リシコトナラント雖モ漸ク習慣ヲ成スニ從テ又怪シム者モナク爾後次第ニ物価ノ騰貴塾費ノ増加ニ從テ授業金モ亦増加シテ一元ヨリ一元五十錢、遂ニ二元二十五錢マテニ上リ、明治十二年改定シテ一元七十五錢ト為リ(中略)、教員ノ收領スル所平等ニ四円ト定メタルモ固ヨリ一時ノ救急ノ法ニシテ永久ス可キニ非ス。此際ニ維新ノ新政治モ漸ク行ハレ明治三四年頃ヨリ都鄙ニ官立ノ学校漸ク起ラントスルノ勢ニシテ官ニハ無限ノ資金ヲ費シ、教員ノ給料等モ固ヨリ豊ナルニ反シテ、私塾ニハ一錢ノ有餘ナシ。唯我社中ノ熱心協力ニ由テ維持スルノミ(中略)。本塾ノ教員タル者ハ如何ニ学力ニ逞シキ人物ニテモ教場ノ事、庶務ノ事ヲ兼勤シテ其俸給ト名ク可キモノハ一月五六十円ヨリ昇ル可ラス。百円以上ノ月給ハ創立以來塾中ニ聞カサル所ナリ。故ニ一旦コノ教員が國中他ノ学校ニ聘セラル、トキハ、其月俸本塾ニ比シニ三倍以上ナルヲ常トス。畢竟其人物カ本塾ヲ視ルコト故郷ノ如ク、自家ノ如クシテ其間ニ利益ノ情ヲ忘レタルモノナラン。若シモ此學塾ヲシテ官立ノ学校ナラシメ在校ノ生徒常ニ二三百名(中略)二十年ノ間ニ四千名ヲ教育センニハ、其費用少ナクモ毎年二三万円ヲ要シテ、本年マデ費額ノ共計五六十万円ニ下ラサルコトナラン。然ルニ今本来無錢ノ私塾ニシテ五六十万円ノ事ヲ実行シタルハ人ノ同心協力モ亦其効大ナルモノト云フ可シ。

文久三年以後二三年の間はなお家塾の風があったと『慶應義塾紀事』に記されているが、中津の子弟を六名もひそかに連れ来り、長州役出征の命にそむいて帰藩せしめず、その後彼等を養うに苦勞したり、幕府に出仕しその禄を食んだり、鉄砲洲藩邸内に紀州塾を設けたり、これらは藩の枠の外へ逸脱しているもののようにみえる。

しかも、その反面、世にありふれた塾主の如く自分一個の家計の爲めに設けた私塾とも類を異にし、「社中朋友偶々銭アルモノガ銭ヲ費スノ有様ニシテ明治元年マデ日一日ヲ送リタル事ナリシ」（『慶応塾紀事』中「会計ノ事」）の記事によつても判然するように、むしろ、慶応四年即明治元年の「慶応義塾会社」結成以前すでに、社中協力の意識が塾中に在り、その事実が未発の姿で存していたとみるべく、慶応四年「慶応義塾之記」における結社宣言は、この意識や事実を確認したものともいえよう。

しかし「金を以て助ける」といえば、福沢先生がその第一人者たることはいうまでもなく、維新前後の時期において特に著しかった。福沢先生は決して、塾を私有しせず、慶応義塾は社中公有にして福沢個人のものでないという言葉は、当時の書翰や塾の規則等に散見しうる。その一例に明治五年の「慶応義塾社中之約束」がある。

一 東京三田二町目慶応義塾ハ慶応年中芝新銭座ニ設ケシ塾ヲ移シタルモノナリ。其地面ハモト福沢論吉ノ名ヲ以テ官ニ借り其時モ私塾ヲ開キ生徒ヲ教ルガ為メニテ官ヨリコレヲ貸渡シ、建物ハ塾ノ有金並ニ塾ノ名ヲ以テ借タル金ヲ出シテ買受ケ、尚此度右ノ地面ヲ買フニモ塾ノ金ヲ払ヒタルモノナレバ福沢氏ノ私有ニアラズ、社中公同ノ有ニシテ法ヲ立テ法ヲ行ハシムルモノ其地位ニ居テ其事ヲ執ルノ間之ヲ管轄スルナリ。故ニ社中ノ人ハ此塾ヲ三田二町目ノ学問所ト唱フ可シ。

また、『慶応義塾略史』（明治三十四年八月）中、「慶応義塾会計小史」には、旧記によるとして、義塾の会計と福沢家との貸借の關係を明記してあり、両者が截然と区分されていた事実を示している。

明治二巳年

一 千八百八十一年 九月ヨリ十二月迄入金

一 箇月平均四百七十円少余

一 三千円 福沢ヨリ借用 但シ義塾買入ノ為メ

明治三年年

一 同二月四日帳簿法ヲ改メ總會計ヲ為シタルニ有金貸金ト三千円ノ借金ヲ差引シテ全ク二千二百十円ノ借金ヲ残シタリ

一 六千四百十円余 明治三年二月ヨリ十二月迄十一箇月入金

一 箇月平均五百八十二円余

明治四末年

一 九千四百六十六円五十銭 全年入高

平均一箇月七百八十九円余

右二年間ニ二千二百余円ノ借金ヲ返シ皆済無借金ト為ル

(以下略)

明治九年三月、福沢先生は近き将来に時勢の動きに依じて、義塾にも改革の期の来るべきを予想されてか、左に摘記するような「慶應義塾改革の議案」なるものを自ら起草して社中に警告した。

一、社中素より学資に乏しければ、少しく読書に上達したる者は半学半教を以て今日に至るまで勉強したることなり。此法は資本なき学塾に於て今後も尚存す可きものなり。

一、然るに年月の沿革に従い、或は社中の教師たる者、教場の忙はしきに迫られ、教を先きにして学を後にするの弊なしと云う可らず。方今世上の有様を察するに、文化日に進み、朋友の間にも三日見ずして人品を異にする者尠なしとせず。斯る時勢の最中に居て空しく一身の進歩を怠るは学者のために最も悲しむ可きことなり。故に今より数年の間は定めて半学半教の旨を持続せざる可からず。

一、此半学半教の法に由て勉強せんとするには、教師たる者は僅に一身の為に粗末なる衣食を給し、折々必用の書籍を買ふ丈けの金を得て足れりとし、余計の金を得るの代りに銘々勉強の時間を多くせざる可からず。概して云えば、此塾の教授は一家の生計を求る為に非ず、唯一時自己の学費を得るの方便たる可きのみ。

一、社中一己の学費は一月十円乃至二十円にして足る可し。此二十円の金を得るために費す時間は勉めて少なくして、其金の割合は勉めて多くせざる可からず。此趣旨に基き塾法を改革すること左の条々の如し。

第一

一、教師たる者、教授の時間を少なくするが為には其員を増さざる可からず。依て雇教師等の名目は之を廃し、卒業生及び其他より人を選ぶ可し

第二

一、教授料の割合は多くせざる可からず。依て役料の割合を減ず。

第三

一、塾監會計の員を省き給料をも減ず可きなれども、第六校長の人物に乏しく一時の变革行われ難きに付、其事務を分ち塾監會計に任じ当分凡一月二十円と定む。

第四

一、寮長局長等の給料を廃し、教師たる者、適宜の部屋に居て取締を為す。但し教師に限り十分に部屋を給すべし。或は無月俸たるも可なり。

第五

一、教師は成る文けの都合を以て入塾す可し。

第六

一、校長一名統轄の任に当り、教場は勿論諸務會計の事に至るまで一切これを預り知る可し。其月料当分の間凡月四十円。

第七(略)

第八

一、諸教授へ教授の科目を配し其時間を定るは校長の職分なり。其趣意は教員をして多く私学の時間を得せしむるを旨とす。凡一日一二時間を限る。但し教場の都合に由て止を得ざるときは別段の処置ある可し。(以下略)

右の「議案」は文字通りには実行されなかつたものようである。福沢先生の子感された時勢の変化は、思いもよらぬ異常な形であらわれた。明治十年の西南の役がそれである。この国内戦争の結果、社会上の変化と、経済上の動揺をもたらし、義塾の学事會計は大影響をこうむり、入学者は激減し、戦後一、二年にして、収入は半

減更に三分一近くに減じ、創立以来の存亡の危機に当面した。結局危機打開の方策として借金策をとることとなり、政府にこれを求め、明治十一年の暮、杜頭福沢諭吉の名を以て文部卿西郷従道に対して、「私学維持の為資金拝借之願」なるものを差出すとともに、朝野の人々に対し書翰に面談に八方金策の手をつくしてみたが、いずれも効を奏さず、危機はいよいよ深刻になっていった。

ここに至ってはもはや、俸給の減額、経費の節約等を以てしても、この危機を切り抜け難くみえたので、福沢先生は義塾の閉鎖を決意し、土地建物等の義塾財産を社中に分配せんと、一同にはかられたところ、小幡篤次郎はじめ社中の主だったもの十数名が鳩首評議の結果、義塾をどこまでも維持することに決し、小幡を筆頭に、阿部泰蔵、浜野定四郎、莊田平五郎、松山棟庵、小泉信吉、中上川彦次郎以上七人の連名を以て、明治十三年十一月二十三日付けで、「慶應義塾維持法案」なるものを発表し、開塾以来の義塾の役割と功績をのべるとともに、私塾維持のいかに困難であるかをかたり、資本なき私塾経営の為に朋友結合苦心せる実情をのべ、義塾維持の今後の見込を明示して、広く義塾内外にむかって資金を募集した。右「法案」中注目すべき文字が二三ある。左にそれを要約摘記する。

一、私塾の生徒は月謝金を払うが故に此金を以て塾の費用に充つ可しとも思われども、限ある生徒の修行金に何程の謝金を課す可きや。一月一二円に過ぎず。僅に塾費の一部分に用ゆ可きのみ。若しも塾の会計の出を計て其入を生徒に課せんとしたならば、凡そ日本国中一私塾の成立するものなかるべし。世間或は此計算を知らず、昔年の儒者村夫子が近隣の少年を教えて生活を為したる例を推して、開塾教授を商売営業と誤認め、家計の為に今日の私塾を開て果して大に失敗する者少なからず。近くは数年来東京の諸処に塾を開て忽ち又これを閉ずる者多きを見て之を知る可し。結局今の私塾を維持せんとするには、人の為に心身を勞して又随て金を費す者あるに非ざれば叶わぬことと知る可し。

二、本塾には最初より些少の資本あることなし。以て二十余年を維持したるは不可思議に似たれども、其実際は、第一、塾の教員役員たる者、給料を取ること極て薄く、或は無給の者もあり、大に費用を減ず（本塾教員の給料、少きは七八円より多きは三十円にして、五十円なる者は時として有れども甚だ稀なり。此教員が他の諸学校に奉職すれば、必ず月給百五十円以下少きも二十五円を下らず。普通の人情より論ずれば、本塾に教員の留る可き理なしと雖も、其然らざるものは年来一種義塾の習慣と云うも可なり）。第二、教員役員の数を減じて其働き増し、会計を綿密にして言う可らざる程の節約を守り、其法外形は甚だ寛にして事実は極て厳に行はれ、教場も庶務も一切情実友誼を以て結合す。亦以て費用を省く。第三、社中金力の余計ある者は直接間接に之を捐てて塾を助く。以上三箇条は皆法を以てす可らず、情を以て成るものにして、以て此不可思議の成跡を致したることなり。仮に此塾を官立のものとして之を維持したれば、他の実例に照らして毎年費す所少なくも三万円に下らざる可し。即ち二十三年に六十九万円を費す可き筈なるに、嘗て些少の資金を要せざりては朋友結合の力も亦大なりと云ふべし。

維持の法並びに資金募集については、見込不足額は給料並びに経常費として毎月四百円、臨時の修繕並びに新増築等に毎年千円。一年総額五千八百円、月平均四百八十三円。募集の法は一時金又は向う五箇年間に随時入金の二法とした。

明治十四年一月二十三日、京浜在住の社中が演説館に集り、「慶應義塾仮憲法」を定め、醜金する者を慶應義塾維持社中と称することとし、維持社中の投票を以て理事委員二十一名を選び、委員の投票を以て社頭一名を選んで、これを理事委員の長とし、委員の協議を以て現任教員中より塾長を選ぶこととした。

右「法案」による醜金申込総額四万四千余円、払込額は二万三千余円にすぎなかったが、その後時勢が好転し、入学者も急増し、明治十二年には在学者三百名台を割ったほどであったのが、年毎に増加して、明治二十一年には千名を超えるに至り、その間、維持金中から毎年平均二千二、三百円を支出して、明治十九年末には、一万二

千円余を剩したが、十九年より二十年にかけて講堂新築その他に二万余円を要したので、義塾会計に一万円ほどの不足を生ずる勘定であったところ、社友中村道太から講堂新築費中へ一万円の寄付があったので、二十年末には会計の収支に過不足なきを得た。明治二十年福沢先生は五十四才になっていた。

右様の経過の後、慶応義塾は明治二十三年の大学部創設の年をむかえるのであるが、ふりかえってみれば、西南役後の危機は却って社中の結束をより固める結果となった。それまでは何ととっても、福沢先生にあまりにも頼りかかっていた観がある。帳簿面は別会計でも、実際には、先生に何かと有形無形の負担をかけていたものようである。小幡篤次郎以下七人の連名を以て発表した「維持法案」の内容を吟味すると、当年の社中の自覚と結束の姿を如実にしのぶことができる。福沢先生が直接手がけなくとも、門人だけでなんとかやっけてゆける見とおしが多かたといえる。義塾第三の誕生とみるべきか。西南役後の存亡の危機を切り抜けた蘇生のすがたといふべきものであろうか。

結 語

以上「慶応義塾起原考」の題下に、義塾の縁起と、義塾の由来との二方面から考察をすすめてみた。義塾発祥の歴史的背景と、爾来一世紀にわたる歴史を導いてきた維持経営の原理とは、今日の義塾にとっては、果して、既に全く無縁となり、或はまた手枷足枷と化し、更にはまた明日への動力たることを全く停めてしまったのであろうか。無造作に片付けてしまうには、あまりにも重大な問題をはらんでいるごとくにみえる。アラビアには

「人間は彼等の父祖よりも、彼等の時代にいつそう類似している」という格言があるそうである。この東洋の智慧は過去の研究に役立つよりも、将来への実践の指針となるものであろうか。

拙文は当年の客観状勢を正確に伝えるように努めたつもりであるが、限られた紙数に、いうべくして割愛し、伝うべくして言及しなかったものもあるうし、また、解釈の誤りもあるう。御叱正を乞ふ。

(昭和三十三年六月十二日)